様式１－１（第４条関係）

誓　　約　　書

年　月　日

高　知　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

平成　年　月　日付けで行った高知市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領（以下「要領」という。）第４条第１項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について，下記のとおり誓約します。

記

１　提出する書類について事実と相違ないこと。

２　生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

３　生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

４　要領第３条第１号オ(ｱ)から(ｺ)までのいずれにも該当しない者であること。

（参考）高知市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領第３条第１号オ

(ｱ)　法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により，罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

(ｲ)　就労訓練事業の認定の取消しを受け，当該取消しの日から起算して５年を経過していない者

(ｳ)　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれか該当すると認められる者若しくは同規則第４条第１号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をその業務に従事させ，若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(ｴ)　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第４条第１項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(ｵ)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

(ｶ)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者

(ｷ)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(ｸ)　破産者で復権を得ない者

(ｹ)　役員のうち(ｱ)から(ｸ)までのいずれかに該当する者がある者

(ｺ)　上記のほか，その行った事業（過去５年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により事業を行わせることが不適切であると認められる者

５　生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し，就労の機会を提供するとともに，要領第３条第２号ア及びイに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。

６　生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について，労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に準ずる取扱いをすること。

７　生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第９条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために，必要な措置を講じること。

８　認定後の事業の運営に際しては「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」を遵守すること。

　（※上記載のガイドラインについては，厚生労働省ホームページの生活困窮者自立支援制度の中の「法律・通知・質疑応答等」に掲載されています。）